

新型インフルエンザ対策について

1 H1N1の対応について

(1) 保育所の対応について

「第9回横浜市新型インフルエンザ対策本部会議」（平成21年8月25日）の結果及び、厚生労働省からの事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」（平成21年8月25日）を踏まえ、保育施設において新型インフルエンザ様症状（ ）を有する者が発生した場合における連絡について変更しました。

「インフルエンザ様症状」とは、38 以上の発熱かつ急性呼吸器症状

施設長

ア 発生を早期に探知

入所児童、職員等において、インフルエンザ様症状の者の発生後7日以内に2名以上が、医師の診察によりA型インフルエンザの感染が確定、もしくは強く疑われた場合は、所在地の区の福祉保健センターに連絡する

イ 保護者への周知

施設長は、保護者に対し新型インフルエンザ様症状を有する者が複数発生したことをお知らせし、再度注意を呼びかける。

家庭での手洗い・うがいの励行と、発熱、せきなど児童の体調が悪いときは、登園を自粛、早めに医療機関を受診すること。

特に、今回の新型インフルエンザが慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する方や妊娠中の方、乳幼児が重症化するリスクが高いとされていること。

ウ 集団発生の報告

施設長は、施設の入所児童や職員等で新型インフルエンザ様症状を有する者が10人以上、又は全入所者の2割以上の集団発生を確認した場合、福祉保健センターに報告する。

福祉保健センター

エ 福祉保健センターは、施設で新型インフルエンザ様症状を有する者の集団発生が確認された場合は、感染の状況などを踏まえ、施設長に対し必要に応じ登園自粛を要請する。

施設長

(2) その他所管施設の対応について

その他の所管施設につきましては、厚生労働省の通知文を送付するなど、保育所と同様の対応について指示を行いました。

なお、幼稚園については、神奈川県学事振興課から各幼稚園に対し、同様の通知が配付されています。

2 業務継続計画（BCP）【（強毒性）新型インフルエンザ編】

8月末に本市の業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】が策定されました。

こども青少年局では、本市のBCPに基づき、業務内容、業務毎の必要人数及び業務遂行上に必要な調整内容等を局業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】として定めてまいります。また、あわせて、局内研修のあり方、緊急連絡体制の整備、施設への応援体制、備蓄品、必要様式等についても盛り込むことを検討しております。